

意見公募要領

1 意見公募対象

- (1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案（別添 1）
- (2) 無線設備規則の一部を改正する省令案（別添 2）
- (3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案（別添 3）
- (4) 新規制定告示（防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件）（別添 4）
- (5) 平成 16 年総務省告示第 859 号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を改正する告示案（別添 5）
- (6) 平成 16 年総務省告示第 860 号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件）の一部を改正する告示案（別添 6）
- (7) 平成 17 年総務省告示第 1228 号（宇宙無線通信を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を改正する告示案（別添 7）
- (8) 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案（別添 8）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

準天頂衛星システムは、準天頂軌道の衛星が主体となって構成される日本の測位システムであり、平成 22 年 9 月に準天頂衛星の初号機である「みちびき」が打ち上げられ、同年 12 月より様々な技術実証・利用実証が開始されています。

平成 23 年 9 月には「実用準天頂衛星システム事業の推進の基本的な考え方」が閣議決定され、2010 年代後半を目途にまずは 4 機体制を整備することとされ、平成 30 年（2018 年）春の正式運用を目指し内閣府が主体となって、開発・整備が進められています。

このような背景から平成 27 年 6 月から情報通信審議会情報通信技術分科会衛星通信システム委員会（主査：安藤 真 東京工業大学 理事・副学長（研究担当）産学連携推進本部長）において「実用準天頂衛星システムの技術的条件」について、検討を行い平成 28 年 6 月 30 日に情報通信審議会（会長：内山田 竹志 トヨタ自動車株式会社取締役会長）から一部答申を受けたところです。

これらを踏まえ、今般、実用準天頂衛星システムの導入に向けて、関係規定について整備するものです。

なお、実用準天頂衛星システムの概要は 参考資料 のとおりです。

3 資料入手方法

意見公募対象については、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課において閲覧に供するとともに、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）のパブリックコメント欄に掲載することとします。

4 意見の提出方法

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： mss_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

（４）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5903

総務省総合通信基盤局基幹・衛星移動通信課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

平成 28 年 9 月 28 日（水）から平成 28 年 10 月 27 日（木）まで（必着）

※郵送の場合も同日必着

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課

担 当：畠山課長補佐、伊東専門職

電 話：03-5253-5901

F A X：03-5253-5903

電子メールアドレス：mss_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電波部基幹・衛星移動通信課 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。